

栃木市農業委員会総会議事録

令和8年5月22日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和8年5月22日（金） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑 節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林 真理子	6 大塚 幸八	7 糸井 世志江	8 毛塚 登
9 青木 則夫	10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟
13 生澤 良一	14 鈴木 美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 朗
17 早乙女 とみ	18 渡邊 明男	20 田中 健一	21 縫村 啓子

欠席委員 19 中田 秀雄

農業委員会事務局職員

事務局長	金子 博文	次 長	高久 完治
次長補佐兼農委総務係長	松村 真理子	副主幹兼農委調整係長	田沼 篤
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（機構・受け手間契約）に対する意見について
議案第6号	推進委員等の最適化活動の点検・評価について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和8年5月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長より、ごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、19番中田委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、6番大塚幸八委員、7番糸井世志江委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の岡剛伯氏と五十畑博規氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼副主幹

本日差し替えでお配りした3条の議案書をご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が11件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大宮町を中心に米・麦を作付しています。申請地では、

米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

2番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町上高島を中心に米・麦・いちごを作付しています。申請地では、麦・いちごを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

3番、4番については譲受人が同じ方なので、合わせてご説明します。3番、4番は、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、新井町を中心に米・大豆麦を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

5番、6番については、営農の効率化のため、農地を交換により取得する申請です。5番から順に説明いたします。

譲受人は、野中町で米となすを作付しています。申請地においてはなすを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

続けて6番について、譲受人は野中町で米・野菜を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

7番、8番については譲受人が同じ方なので、合わせてご説明します。7番、8番は、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米・麦・大豆を作付しています。申請地でも、米・麦・大豆を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

9番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中でブロッコリー・白菜・玉ねぎなどを作付し

ています。申請地では、玉ねぎを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10 番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町榎本を中心に米や野菜を作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11 番については、居住地に隣接する農地を売買により取得する申請です。

譲受人は非農家ですが、今後耕運機を購入予定であり、申請地では、じゃがいも・なす・きゅうりを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上 11 件の申請につきましては、法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(田谷委員)

今回の北部調査委員長の 10 番田谷です。

今回は私と 13 番生澤委員、19 番中田委員の 3 名と事務局 2 名で、21 日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が 9 件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(糸井委員)

今回の南部調査委員長の 7 番糸井です。

今回は私と 6 番大塚委員、16 番大谷委員の 3 名と事務局 2 名で、

20日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が2件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

本日差し替えでお配りした5条許可の議案書をご覧ください。

今回は6件の申請へ変更となりましたが、さらに直前に1件見送りとなった案件がございましたので最終的に5件の申請となりました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、幼稚園敷地への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、沼和田町にて認定幼稚園を営む法人です。食を営む力の育成に向け、その基礎を養うことを目標に、より多くの園児に可能な限り早く食育を実施するための施設整備をしたいと考え、農園を整備するため、本申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水排水は無く、雨水は敷地内自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

五十畑主事

2番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、真岡市内の寮にて生活をしておりますが、両親と共に生活することとなったため、今回の申請に至りました。申請地は実家隣接地および祖父所有の土地であるため、選定しました。

農地の区分は、土地改良施行地域内の第1種農地ですが、土地の代替性が無く、集落に接続するため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝へ排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番の案件につきましては、書類不備の修正が間に合いませんでしたので、代理人を通じて事業主に了承の上、来月以降の総会審議案件とさせていただきます。

4番については、農業用施設敷地への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、藤岡町部屋に在住であり、自宅を拠点とする農業者です。現在、営農の効率化を図るため耕作機械等を運ぶローダー車を1台購入しましたが、居宅には既存の耕作機械等があるためローダー車を駐車するスペースがない状態です。申請地は自宅の近隣であり、ローダー車を駐車するスペースとして十分であることから申請地として選定しました。

農地区分は、土地改良施行区域内の第1種農地であります。農業用施設への転用であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、農地を既に駐車場として利用していることについては、始末書が添付されております。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅敷地拡張への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、昭和58年頃より譲渡人に了承を得たうえで、一部を駐車場として残りを家庭菜園として利用しておりました。申請地は本来農地であり、農地法に基づく手続きを経ることなく駐車場として利用している現状は適切ではないことから是正のため本申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存施設拡張のため、不許可の例外規定に該当します。なお、農地を

住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

新たな取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、現在宇都宮市内の借家にて生活しておりますが、自己用住宅に住むことにより生活環境を整え、また、大平町西水代に母が一人暮らしであること、近隣に祖父母もあり、高齢で介護の必要性もあることから、住宅の建築を計画しました。申請地は母や祖父母の住宅の近隣であり、母方の祖父から土地を提供してもらえらることから選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性がないため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(田谷委員)

今回北部は、幼稚園敷地の拡張が1件、一般住宅への転用が1件、合計2件の申請がありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(糸井委員)

今回南部は、一般住宅の申請が1件、一般住宅敷地拡張が1件、農業用施設としての駐車場が1件、合計3件ありました。

	書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
	以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、4番泉田委員お願いします。
泉田委員	4番泉田です。 1番の案件ですが、幼稚園敷地の拡張で、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	番号2番について、6番大塚委員お願いします。
大塚委員	6番大塚です。 2番の案件ですが、孫の分家住宅ということで、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	番号4番について、3番石塚職務代理者お願いします。
石塚職代	3番石塚です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	番号5番について、2番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	2番五十畑です。 5番の案件ですが、一般住宅への敷地拡張ということで、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり、問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	番号6番について、9番青木委員お願いします。
青木委員	9番青木です。 6番の案件ですが、一般住宅への転用です。孫が住宅を建てるということです。事務局および調査委員長の説明のとおり、現地確認もし

		てきました。何の問題もないと思います。皆様のご審議よろしく願いします。
議	長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、来月総会案件になった番号3番を除き、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第2号は番号3番を除き、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任		議案書の9ページをご覧ください。 今回は1件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。 1番については、地図は11ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上1件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしく願いいたします。
議	長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (田谷委員)		今回北部は、1件の申請がありました。 本件は20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査および現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考え

		ます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ します。
議	長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、1番若色より報告いたします。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に 問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり証明することに決定 いたしました。
議	長	次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市 が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を 議題とします。 県農地中間管理機構に関する95件であります。事務局の説明は 省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定 いたしました。
議	長	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市 が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対

		する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
議	長	これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第6号「推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長		本日別紙で配布した議案第6号の資料をご覧ください。この資料は1年前に立てた令和7年度の目標に対する振り返りになります。 農業委員会法で毎年1年間の実績を総会に諮って市のホームページで公表することになっていますのでご審議いただくものです。 点検評価には農業委員会全体のものと、委員個人の2種類あります。 まず農業委員会全体の評価は、2ページから4ページまでの成果目標と5ページから6ページの活動目標の達成状況で決まります。8ページに「目標の達成状況の標語の適用方法」ありますが、表2の各項目でそれぞれ点数を付けて、その合計点数が表1のどこに入るかで決まります。成果目標は最適化活動の集積、遊休農地、新規就農の3つあります。 まず2ページをご覧ください。(1)農地の集積ですが、一番上を見ていただきたいのですが、管内の農地は9,520haで1年前の集積面積が4,947.7haでした。 その下②目標とありますが、令和15年度までに集積率を80%にしなければという目標があります。これを達成するためには残りの年数で割って今年度は299haの目標を立てました。1年間の結果は、その下の③実績で97.4haでした。 集積率の目標54.9%に対して実績は53%になっています。達成率は96.5%になります。達成率が90%を超えましたので、一段下の農業委員会の点検結果は「主に農地を貸したい人から相談を受けて斡旋につとめ、目標をほぼ達成することができた。」としました。

次に 3 ページの(2)遊休農地の発生防止と解消ですが、R7 年度 1 年間で市全体で 18.4ha 解消するという目標を立てました。

1 年間で解消した遊休農地の面積は 5.3ha でしたので達成率は、29%になります。農業委員会の点検結果としては「遊休農地の発生原因として担い手の減少や高齢化、多発する鳥獣害などにより借り手が見つからない場合が多く、根本的な解決が難しいため目標を達成することができなかった。」としました。

次に 4 ページの(3)新規参入の促進ですが、過去 3 年間の権利移動面積の平均値の 1 割を新規就農者への斡旋の目標にしろということなので 36.9ha にするという目標を立てました。それに対して実際は 8.6ha でしたので、達成率は、23.3%になります。農業委員会の点検結果としては「新規就農者からの相談業務に一部の地域を除いて市内全体としては思うように農地が集まらず目標を達成することができなかった」としました。

次に 5 ページをご覧ください。(1)の農業委員と推進委員の活動目標は、1 人あたり月平均で 8 日を目標にしていますが、実績は 9.4 日でした。(2)活動強化月間の設定としては、9 月に農地利用意向調査を行うという目標を立て実際にも行いました。また、その下(3)の新規参入相談会への参加は 1 回という目標を立てましたが 6 ページのとおり西方体育館と県の JA ビルの 2 回行いました。そのため、その下の目標の達成状況の標語は、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」としました。

次に農業委員と推進委員推進委員個人の点検評価についてですが、去年の 4 月から 1 年間なので、改選前の農業委員と推進委員も併せて 90 人が対象となります。

R7 個別実績をご覧ください。年間活動日数が 2 つありますが、右側が実際の日数で、左側は 12 ヶ月だったら年間何日になるかというものです。

また、遊休農地の発生防止と解消は、解消された農地があった場合に、同じ地域の委員全員の実績としました。新規参入の促進も斡旋があった場合に、同じ地域の委員全員の実績としています。

次に裏面をご覧ください。(1)の成果目標に対する実績は A4 の資料の 8 ページの採点基準で計算しています。(2)の活動目標に対する委員 1 人あたりの年間活動ペースは、月平均 8 回、年間では 96 日以上という目標を掲げました。実際は表の一番下のとおり 9.4 日という結果でした。

右隣の評価①は 9 ページの表 2 の(2)の活動日数目標の 8 日を上回れば 6 点、7 日以下だと 2 点になります。

また、右隣の評価②は最適化活動が年間で月平均何日だったかの

採点となります。

月平均 13 日以上の方は 12 点、8 日以上の方は 8 点となります。これらを合計したものが①②合計となります。個別の点数は総計の欄になります。

表の一番下を見ていただきたいのですが、標語は 25 点以上が A、20 点以上が B、15 点以上が C ということになります。が、B が 26 名、C が 30 名、D が 34 名という結果でした。これが先程の A4 の資料の最後の表になります。活動日数は最低でも月平均 8 日、できれば補助金を最高にいただける 13 日以上を目標とするということでお願いしたいと思います。担当の推進委員の皆さんにもお伝えくださるようお願いします。

個人の評価は、9 ページにある様式で 6 月の総会資料と一緒に皆さんにお送りしたいと思います。推進委員の皆さんにも総会の日に封筒に入れてお渡ししたいと思います。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし) |
| 議 | 長 | 発言がないようですので、採決いたします。
議案第 6 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。 |
| 議 | 長 | 次に日程第 4 報告事項に入ります。
報告第 1 号から、報告第 5 号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。 |
| 議 | 長 | 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし) |
| 議 | 長 | 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし) |

議 長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和8年5月栃木市
農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時43分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (大 塚)

署 名 委 員 _____ (糸 井)